

私立幼稚園と改訂案

友松 あきみち

一、私幼は警戒の念をもつて

新教育要領を迎えている

幼稚園教育要領の改訂案が発表されたことについて感想を書けようということであるが、私は今この一文を私立の園長として火の燃えさかろうとする火事場にあつて書こうとしている。変な表現だが、文部省から幼稚園教育振興七ヵ年計画が発表されて以来私幼は思いがけぬ火中に引き込まれてしまったのである。

この振興計画を実際にたてられた文部省の西村初等教育課長は私幼の存立も充分考慮に入れて立案されたと釈明されているのだが、去る九月二日に小学校の空教室を利用して公立幼稚園を新設する方針が明らかにされて以来、実は各地の私幼の間にたいへんな恐慌が起こっているのである。まだ大蔵予算もとれぬうちから副作用の発生なのであるが、このことは計画発表の当初から私のおそれていた

ことであつて、その事については東京都私立幼稚園協会の臨時総会で起草した「最近の幼児教育行政に対する私たちの主張」にも触れておいた。その他折にふれての各誌での執筆にも私は文部省案に水をさすような事ばかり言ってきたのであるが、九月に振興計画が明らかにされてから僅か二ヵ月の間に事態は急激な変化を示してきているのである。

例えば東京においては来年の四月から空教室を早速利用した公幼が港区に三校、新宿区に三校、渋谷区に四校、台東区に一校、私の知るだけでも都合十一校が地元私幼との調整なしに新設されると言う。地方においてもこの傾向は進められているようで京都市、大分県、茨城県などにおいても私幼との配置を充分勘案することなしに小学校の教室が空いていることを理由に公幼が設置されようとしている。

文部省の計画には公幼教員給与の都道府県負担がうたわれているが具体的な施策としては何の配慮も進められていないので、今まで幼稚園のなかつた地域に省の方針通り公幼が新設されていく経済的な裏付けは全くないのである。ただ計画方針の空教室利用という事だけが設置者側（教育委員会、教育長、自治体文教委）の大義名文となつて今言う私幼を火事場に追い込む事態を招来したのである。

文部省がこの計画をねるに当つて私立の団体である日私幼は一応相談を受けたのであるが、われわれの希望は殆んど容れられず内容をすっかり入れ換えられた形で今回の計画が発表されている。そして、この計画による大蔵省への予算要求が九月二日に提出されてから僅か十日後の十二日には「幼稚園教育課程の改善について」教育課程審議会より文相あての答申が出されている。答申の内容については他誌で詳しく触れておいたので省略するが、教育課程審議会の答申であるにもかかわらず内容はそれを逸脱したかなり政治的配慮をもつた施設拡充策が強調されていたことは、読者もつとに知られる通りである。

そして今回の「改訂案」の公表という事になった。答申の末尾にもふれてあつたように新教育要領は本年度末に官報に告示されて、以後公私を含めての幼稚園教育の内容に対して拘束性をもつた基準化されたものになると言う。私幼としては深い考慮なしには必ずしも賛成するわけにはいかない。加えて改訂案発表と同時に、各都道府県関係者に通知された文部省初中局長、厚生省児童局長連署の

「幼稚園と保育所の関係について」という調整覚え書の内容を通読しては一段と警戒の念が強まるのを覚えずにはおれない。

二、両局長の通知についても

全く説明のない文部省

前述の両局長連署の通知第二項に「幼児教育については将来その義務化についても検討を要するので、幼稚園においては今後五才児及び四才児に重点をおいていっそうの普及拡充をはかること」が記されている。前の文部大臣荒木さんが離任間ぎわの新聞談話にも幼稚園教育の義務化にふれておられたことがあり、灘尾文相になつてもその就任当初、広島において義務教育の一年繰り上げを記者団に放談された事があつたが、責任のある文章として幼稚園の義務化について示されたのはおそらく今回が初めてであろう。

厚生省においてはこの通知が発表されるとすぐ、その主眼と内容上の疑義について当局としての見解を明らかにしているが、文部省においてはその後何らの処置もとられておらず、われわれが初中局或いは管理局の方に対して公式の席上においてこの点をただしても何の具体的な説明を受けていない。

このことはわれわれ私幼関係者にとつて誠に不愉快なことである。文部省内には私幼には事の真実をもらす可からずという申し合わせてもできているのであろうか。或いは具体的な成案なしに単にこの通知を大蔵省との予算折衝の上で釈明書として利用されるのであるか。省内の真意は計り難いが、行政上の監督を受けているわれ

われとしては誠に不明朗なこととして受け取らざるを得ない。

— はたして幼稚園教育の義務化ということは具体的にどのような内容をとるのであるか。幼児家庭に対する強制就学か、市町村にとつての義務設置となるのか、いずれの場合においても私幼はどのような扱いを受けるのか。両局長連署の通知が既に地方自治体にひろく流されている以上、われわれとしてはこれらの事も含んで改訂案を検討せざるを得ないのである。

三、国公立の先生方より

私幼の改訂案批判は厳しい

この改訂案は十二月初旬までに各方面の意見を徹して修文されると言う。実際にこの改訂案が示されたのは十月下旬にお茶の水大学で開かれた文部省主催の全国校長研究協議会の席上であった。その後全国を三分して伝達講習会形式の公聴会が持たれているが、伝え聞くところによると何れの集会も作成者側の説明に終始するように仕組まれており、参会者の意見が具体的にまとめられて開陳され検討される機会としては持たれなかつたようである。おそらく改訂案はそのまま最終案として移行し公示されることになるであろう。上述の振興計画の経緯を見ても判る通り、文部省の事の運びは常に民主的な運営を擬した一方的な方法で運ばれていくのである。

ただ私は、文部省の振興計画が打ち出されてから国公立の先生方のこれに対する見解の表明、或いは受け取る態度について関心をもつて眺めてきたのであるが、保育誌はじめ新聞などに寄せられたそ

れら組織の主だった方々の御意見を拝見していきさか心寒く思っている者の一人である。幼稚園教育の振興については誰一人として反対する者のいない事は判るが、計画の方針に示されている空教室の利用について今日までまだお一人の反対意見も公けに聞かないのは如何なるものであろう。小学生と幼児とが一つ場所で生活することは教育的矛盾について教育者としての立場から全く反対する声の挙がらぬということは一体どうしたことであるのか。全国施設協議会で既に幾つかの発表が行なわれているように小学校併設幼稚園に関する調査が明らかにしている問題もあるから、その保育の現実をとらえて現場からの具体的な発言なり要求が出されてもよいと私は考えるのだがなぜ教育の理想を強調して正しい教育の場を幼児のために獲得する努力をされないであろうか。

答申の発表に際しても教育課程審議会が意識的に回避したかに見える幼稚園と保育所の一体化についても、公幼の先生方はなぜ教育者として幼児の受益を拡大する意見を強く打ち出されなかつたのであろうか。誠に失礼なことであるが以上のような事から、おそらく今回の改訂案についても公立には日私幼の方針として近く表明するであろうほどの厳しい見解をもつてこの問題に臨まれる方は少ないのではないかと考えざるを得ないのである。

四、教育の正道を守るために

私幼存在の意味は深まっている

上述してきたように文部省の振興計画は私立幼稚園の将来の運営

に大きな脅威を与えている。私が本文の冒頭に自分もまた火事場に追いやられている事を表明したように、それは切実な園の経営問題と結びついて苦慮すること誠に大きいのである。だがどのようなことであれ、苦悩し、問題と真剣に取り組み、或いは突き放して冷静に考えることによって、私ども私幼人には今回の一連の文部省施策を幼児教育そのものの危機としてとらえることができるのである。

教育の実際は文部省の役人が行なうのではない。教育者には当然教育者としての誇りがあり意見があり、支配されずにその理念を正しく貫く気概もなければならぬはずである。その意味で、われわれは今回の公幼急増対策を必ずしも幼児教育の機会均等の普及運動とばかりは受け取っていない。ねらいの一つは行政的に監督しやすく、命令に服征しやすく組織をつくることであろう。もしそうでなければ夏以来省の示したこの積極的な熱意を、既設の私幼も含めた幼児教育の拡充策として打ち出せばよかつたのである。公私を問わず幼稚園に通う児童対象にその家庭の経費軽減をはかる処置をこそ取り上げるべきだったのである。またそうすることが今日まで幼稚園教育の本流をにない大勢を占めているところの私幼の現状を正しくとらえ生かすことにもなつたのである。

私に与えられた紙数もなくなつたので要約するが日私幼としては近く改訂案に対する意見書を提出することになろう。改訂案を一読して問題点として取り上げられる項目は主要次の諸点にしぼられると思う。

①幼稚園教育の独自性ということが具体的には明らかにされていない。この点小学校教育との関連と合わせて明白な表現が要求されるであろう。

②学校教育法に示されている幼稚園五目標と新要領の特色と思われる科学性と道徳性の啓発についての関連、ならびに特に両点を取り上げた幼児教育上の根拠についての付説が要求されるだろう。

③領域設定についての明確な解説が要求されるだろう。

④答申の中に特に知的教育に偏向せぬよう注意があつたが、今回の指導項目中にはかなり現場で知的指導の行なわれる要素が多い。その点についての省略訂正が要求されるだろう。

⑤宗教教育の明示。

⑥公示に対する文部省の具体的な見解の説明。

私幼としては昭和三十一年に幼稚園設置基準が制定された際にも果汁を飲んでいる。それが今日の空教室利用を容易にしているのであるが、われわれ私幼人は現在はずきり言つて何ごとも疑いの念を以て文部省の施策に当らざるを得ない環境に追い込まれてきている。そしてこの事は日本の幼児教育の将来にとって誠に残念なことであるが、一日も速やかに文部省内に温かい私幼振興の方針が打ち出されることを期待して筆をおく。

(神田寺幼稚園)